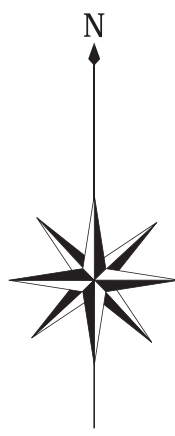
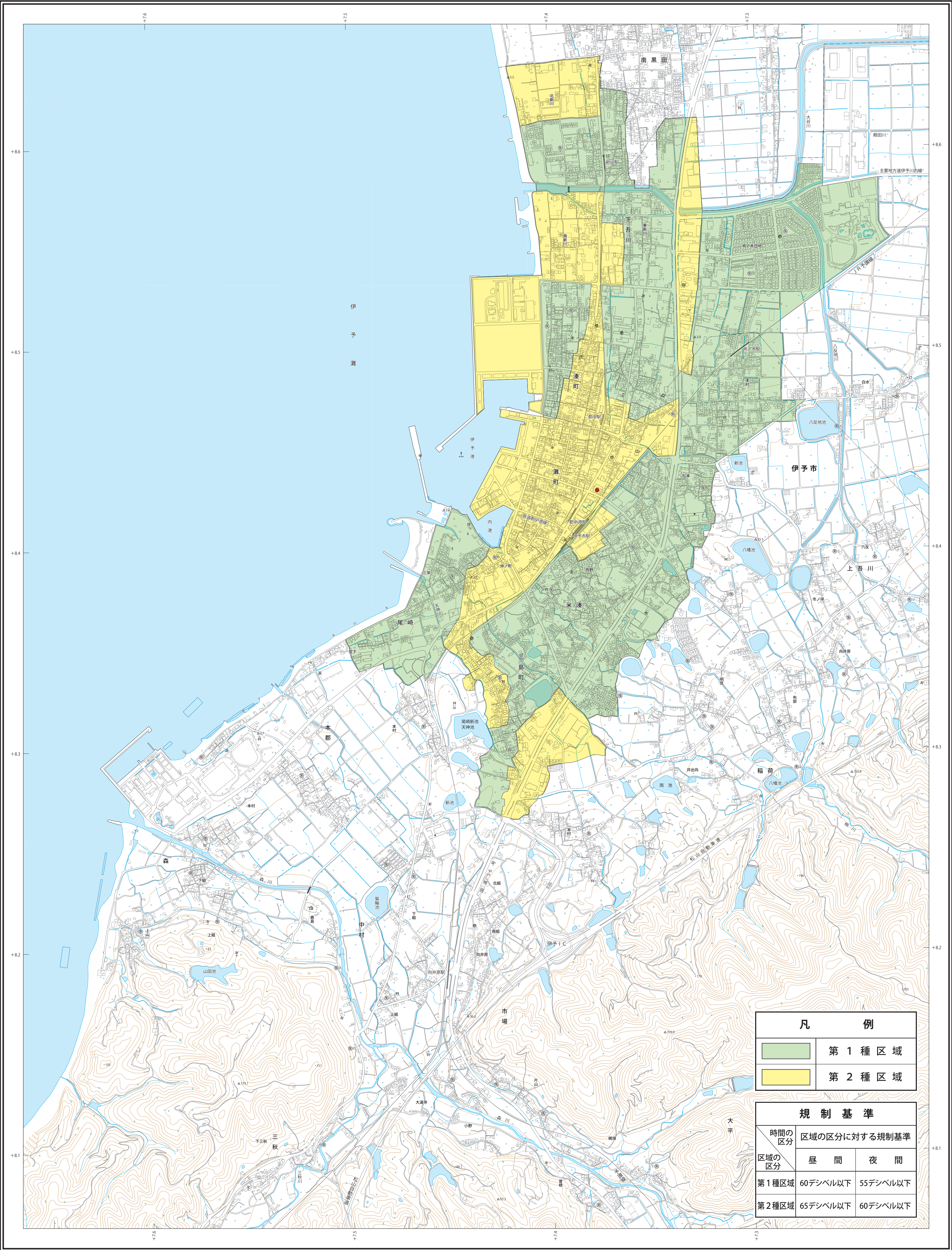


振動規制指定地域図



- 記号
- △ 三角点
 - 水準点
 - 電子基準点
 - 標高点
 - 指示点
 - 普通建物
 - 堅ろう建物
 - 普通無壁倉
 - 真鍮道路
 - 庭園道
 - 軌道：普通級道
 - 駅舎
 - 送電線
 - 境界：市区町村
 - 等高線：計曲線
 - 等高線：主曲線
 - 等高線：補助曲線
 - 一糸河川
 - 水涯線：河川通常部
 - 水涯線：沿岸に接する部分
 - 水涯線：堤防に接する部分
 - 海岸線：通常部
 - 海岸線：堤防に接する部分
 - 主な官公署
 - 裁判所
 - 税務署
 - 保健所
 - 気象台
 - 警察署
 - 消防署
 - 清自衛隊
 - 森林管理署
 - 市役所
 - 小学校
 - 中学校
 - 高等学校
 - 図書館
 - 集会所
 - 病院
 - 郵便局
 - 神社
 - 寺院
 - 老人ホーム
 - 博物館・美術館
 - 電波塔
 - 灯台
 - 港
 - 発電所
 - 工場
 - 煙突
 - 記念碑
 - 城跡
 - 墓地
 - 史跡名勝・天然記念物
 - 酒・鉱泉
 - 高塔
 - せき
 - 水門
 - 河川トンネル
 - 田
 - 畑
 - 果樹園
 - 竹林
 - 桑畑
 - 茶畑
 - 荒れ地
 - 広葉樹林
 - 針葉樹林

凡 例	
	第 1 種 区 域
	第 2 種 区 域

規 制 基 準		
時間の区分	区域の区分に対する規制基準	
	昼 間	夜 間
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

「この地図の作成に当たっては、国土院の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）及び数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地名情報）を使用した。（承認番号 平28情保 第1173号）」

